令和元年度の肉豚経営安定交付金(豚マルキン)における令和元年度第 1~4四半期の負担金納付期限が延長された者の負担金の額について

肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)附則20、24、25、29、30及び31に基づき、<u>令和元年度第1~4四半期の負担金の納付期限が延長された登録生産者</u>の負担金の額は、当該四半期を含む算出期間の標準的販売価格が標準的生産費を下回らないことが確定したことから、同交付要綱附則22及び27に基づき<u>0円</u>とするので公表します。

(参考) 肉豚経営安定交付金交付要綱 附則 20

CSFの発生生産者等についての令和元年度第1四半期(21及び22において「対象四半期」という。)に係る負担金の納付期限については、交付要綱第4の3の(6)の規定中「別表の左欄に掲げる四半期ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに」とあるのは、「令和元年度第1四半期を含む算出期間に係る積立金から支払われる額が積立金から支払われるまでに」とする。

附則 22

対象四半期を含む算出期間の交付要綱第4の5の(1)の標準的販売価格が同(2)の標準的生産費を下回らなかった場合には、CSFの発生生産者等が納付する対象四半期に係る負担金の額は零とする。

連絡先

畜産経営対策部養豚経営課 電話番号:03-3583-1150